

第8版食品添加物公定書の作成について

1. 食品添加物公定書について

- (1) 食品衛生法第13条の規定に基づき作成することとされている食品添加物公定書については、従来から、おおよそ5年に1回、食品添加物に関する製造・品質管理技術や試験法の発達等の状況に対応すべく、見直しを行い、公定書の改訂を実施しているところである。
- (2) 公定書には、食品添加物の品質を担保し、食品添加物の安全性を確保するための必要な情報が記載されており、これらの添加物に対する規制を明確にし、添加物の適正な使用を一般に周知させることは食品衛生の観点からもその意義は重要である。

2. 検討会の開催について

公定書の内容は、多岐にわたり高度かつ専門的であり、検討には時間を要するため、学識経験者による検討会を設置し、平成15年度より2年間で科学的議論に基づく内容の精査及び見直しを行い、第8版食品添加物公定書に記載すべき事項についてとりまとめる。

3. 第8版食品添加物公定書作成における基本方針

- ① 平成17年3月を目途に検討会の作業を終了すること。
- ② 第7版食品添加物公定書発刊以降の新規指定のあった添加物の規格収載すること。
- ③ JECFA及び日本薬局方などの他規格との整合性を図ること。
- ④ 既存添加物の規格を積極的に収載すること。
- ⑤ IRチャートを充実すること。
- ⑥ 第7版公定書作成時の積み残し、修正等を行うこと。

4. 今後の計画

平成15年度 基本方針の検討

平成16年度 公定書に収載すべき具体的な内容を取りまとめ

薬事・食品衛生審議会及び食品安全委員会の意見聴取

平成17年度 パブリックコメント、WTO通報、告示

(参考)

平成11年4月 第7版食品添加物公定書

平成14年8月 第6版食品添加物公定書

第8版食品添加物公定書作成検討会構成員（50音順）

（平成15年12月現在）

氏名	役職
浅野 貞男	日本食品添加物協会常務理事技術委員長
伊藤 誉志男	（財）食品分析センター学術顧問
岡 尚男	愛知県衛生研究所生活化学科長
荻野 周三	東京都健康安全研究センター食品添加物研究科長
河村 葉子	国立医薬品食品衛生研究所添加物部第三室長
合田 幸広	国立医薬品食品衛生研究所生薬部長
小嶋 茂雄	国立医薬品食品衛生研究所薬品部長
斉藤 寛	岡山大学薬学部教授
高橋 仁一	日本食品添加物協会規格専門委員長
○ 棚元 憲一	国立医薬品食品衛生研究所添加物部長
所 一彦	日本香料工業会食品香料委員会委員長
外海 泰秀	国立医薬品食品衛生研究所大阪支所長
西島 基弘	実践女子大学教授
堀 伸二郎	大阪府立公衆衛生研究所食品化学課長
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山崎 壮	国立医薬品食品衛生研究所添加物部第二室長
山田 隆	日本食品添加物協会顧問
四方田千佳子	国立医薬品食品衛生研究所添加物部第一室長
渡部 健二郎	横浜市衛研検査研究課課長補佐

○：座長